税のお知らせ

12月の納税等

固定資産税／3期
保育料／12月分
納期限／12月25日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。平成27年中に土地の現況地目を変更されたり、家屋を取り壊された場合には**平成27年12月28日までに届け出をお願いします。**

◎土地の所有者変更や分筆等
法務局にて移転登記をしてください。

◎家屋の所有者変更や取り壊し
・登記をしている家屋
法務局へ移転または滅失登記をしてください。
・登記をしていない家屋
役場税務課へ届け出をしてください。

●問合せ先
総務部税務課

ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等が、ふるさと納税（寄付）をした場合に、税務手続きが簡素化される制度です。

ワンストップ特例を受けるためには、左記の条件を満たす必要があります。

1. 確定申告や住民税申告が不要な給与所得者等であること
※年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除のために確定申告をされる方を除きます。
2. 平成27年1月1日～3月31日の間にふるさと納税（寄付）をしていないこと
3. 一年間のふるさと納税（寄付）先が5自治体以下であること

条件を満たす場合はふるさと納税（寄付）先に**「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」**を提出すれば、確定申告や住民税申告をしなくても控除がうけられます。

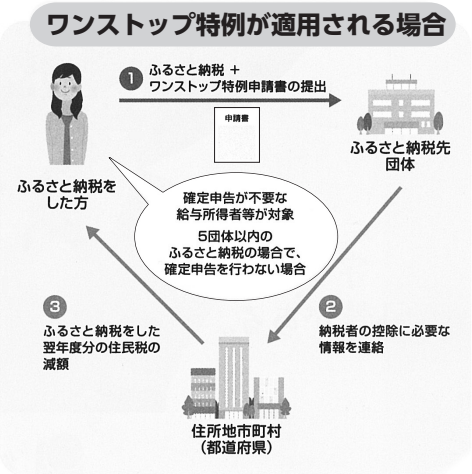

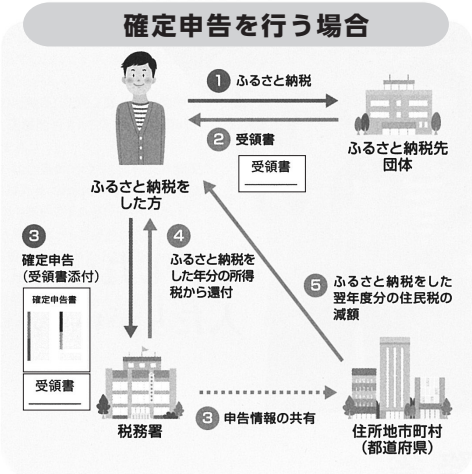

詳しくは総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html）をご覧いただくか、「総務省ふるさと納税」と検索してください。

警察からのお知らせ けいさつだより

飛島村内犯罪状況（27年10月）

区　分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
10　月	0	0	0	0	0
1～10月	4	1	0	3	1
区　分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
10　月	0	0	0	0	1
1～10月	6	1	3	0	5
区　分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
10　月	1	0	0	0	
1～10月	12	1	0	10	